

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A社に雇用され、ガラス工として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、B・C・D・E・F共同企業体を元請とするG所在のH工事現場において、インナーサッシ取付けのためユニットの荷ほどき作業を行っていた際、インナーサッシが倒れて左足が下敷きとなり負傷した。

請求人は受傷後、I病院を受診し、「左脛骨腓骨開放骨折」と診断され、複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、平成〇年〇月〇日、抜釘術のためJ病院を受診し、同年〇月〇日抜釘術を施術後、療養の結果、同年〇月〇日をもって再び治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、再治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は障害等級第11級に該当すると認めたものの、請求人には既に障害等級第11級に該当する障害があり、新たに生じた障害が既存障害を上回らないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本

件処分」という。) をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分序

(略)

第4 争点

請求人に残存する障害が、障害等級第11級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の自訴及び医証等から、請求人に残存する障害として検討すべきものは、①左足関節の機能障害、②左下肢の変形障害、③左下肢の醜状、④左下肢の神経症状であると認められるので、以下検討する。

(2) 左足関節の機能障害については、左足関節可動域が健側に比して3／4以下に制限されていることが認められることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」(障害等級第12級の7)に該当すると判断する。

(3) 左下肢の変形障害については、X線画像所見で左脛骨が外部から想見できる程度に変形していることが認められることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、「長管骨に変形を残すもの」(障害等級第12級の8)に該当すると判断する。

(4) 左下肢の醜状については、左下腿露出面に15cm×5cmの醜状が認められる

ことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、「下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの」（障害等級第14級の4）に該当すると判断する。

(5) 左下肢の神経症状について、請求人は、左下腿や足関節の疼痛が抜釘手術後に増強し、歩行困難で私生活にも仕事にも支障を来すと主張している。しかし、K医師は、平成〇年〇月〇日付け障害の認定に関する意見書において、要旨、「抜釘後に新たな障害が生じたと考える所見も理由付けも認めない。」と述べており、L医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「今回は髓内釘の除去術であり、疼痛の程度は手術の前後で変化はないはずである。靭帯損傷についても今回の抜釘術と無関係であり、障害等級に変化はない。骨折後の一般的に派生する範囲の疼痛である。」と述べている。当審査会としても、神経症状の増悪が認められるかについて、本件に係る医学的所見等を精査したが、上記K医師及びL医師の意見は妥当であり、抜釘手術後に既存障害の状態を上回るような新たな神経障害が発生したとの医学的所見は見いだせなかつたことから、請求人の主張を採用することはできず、左下肢変形障害等に通常派生する疼痛として変形障害による障害として判断することが妥当と判断する。

(6) 上記のとおり系列を異にする複数の障害が認められることから、労災則第14条第3項の規定により、これらの障害を併合することとなり、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は、障害等級併合第11級に該当するものと判断する。

(7) したがって、請求人に残存する障害は障害等級第11級であり、既存障害の障害等級第11級を超えるものとは認められないことから、労災則第14条第5項による加重には該当しないと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。